

令和元年度

離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業
環境対応型石油製品販売業支援事業
土壌汚染検知検査補助事業

申請者用手引書

令和元年5月改定

全国石油商業組合連合会

目次

I. 概要

1. 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 申請者資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 補助対象給油所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 補助対象となる検査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. 補助金の申請から交付までの流れ・・・・・・・・・・ 3

II. 補助の対象となる検査方法と対象経費及び基準単価

1. 補助対象となる検査方法と対象経費・・・・・・・・・・ 4
2. 基準単価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 補助金の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

III. 交付申請書について

1. 交付申請書の添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

IV. 実績報告書について

1. 実績報告書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 実績報告書の添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

V. 「補助金額確定通知書」が届いたらやるべきこと・・・・・・・・ 10

VI. 補助金の入金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

VII. その他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

VIII. 申請窓口・問合せ先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

I. 概要

1. 事業概要

土壌汚染検知検査事業は、地下タンクの漏れの点検を、全石連が定めた方法によって検査する際の費用の一部を補助する制度です。

補助金の額は、補助対象経費について **30万円** を上限とし、その3分の1 (**最大10万円**) まで交付いたします。

2. 申請者資格

本事業の申請者資格は、品質確保法第3条に基づき経済産業大臣の登録を受けている揮発油販売業者であって、申請給油所を運営し、申請書（様式1号）の「誓約書」に記載のある各事項に該当していない中小企業者です。

ただし、運営している給油所数が、品確法の登録上70給油所以下であること。

* 「中小企業者」とは

小売業にあつては資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社或いは常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人をいう。

卸売業にあつては資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社或いは常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人をいう。

3. 補助対象給油所

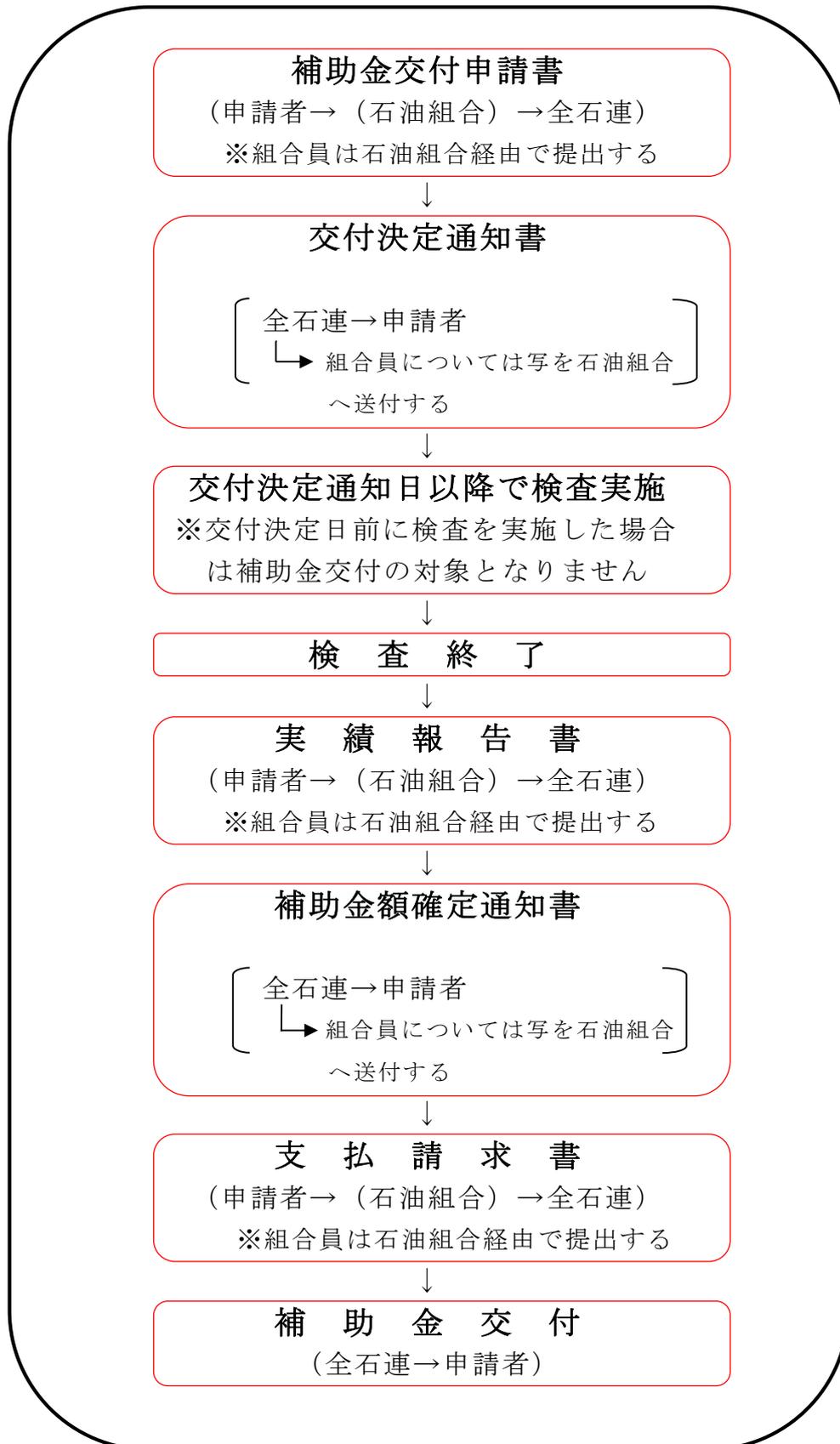
品質確保法第3条に基づく登録を受けている給油所です。

なお、申請は1給油所につき原則年1回です。ただし、漏えいの疑いがあるタンクに関してはこの限りではありません。

4. 補助対象となる検査方法

補助対象となる検査方法は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」に規定されている以下の検査方法です。（4ページ参照）

5. 補助金の申請から交付までの流れ



Ⅱ．補助対象となる検査方法と対象経費及び基準単価

1．補助対象となる検査方法と対象経費

・検査方法

1．一重殻タンク・配管

1) ガス加圧検査

a ガス加圧検査は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項第1号及び第71条の2第1項第1号に規定する方法で行う。

2) 微加圧法または微減圧法と液相部検査法を組み合わせた検査

a 微加圧検査を実施する場合は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項第3号及び第71条の2第1項第3号に規定する方法で行う。

b 微減圧検査を実施する場合は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項第4号及び第71条の2第1項第4号に規定する方法で行う。

c 液相部検査を実施する場合は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項第5号及び第71条の2第1項第5号に規定する方法であって一般財団法人全国危険物安全協会の性能評価を受けた方法で行う。

*高精度油面計について

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項第5号に規定する方法として性能評価を受けた高精度油面計が設置されている場合は原則、高精度油面計で液相部検査を実施すること。(他の方法で液相部検査を実施しても補助金は交付されませんのでご注意ください。)

従って、点検期間内にタンクに設置された高精度油面計で液相部の点検が行われている場合は、点検実施事業者は気相部のみを検査することとなります。※(注意)

ただし、高精度油面計での検査が適さないタンク(24時間営業のSSなど)の場合はその理由を明確にしてください。(その理由を本会が認めた場合は補助金が交付されます。)

また、SS内のタンクに設置されている高精度油面計が常時監視機器として有効に機能しておりかつ、当該タンクが、タンク室に設置されている(あるいはFRP内面ライニングが施工されている)場合はタンクの漏れの検査は不要となりますが、配管の検査は実施する必要があります。

※(注意)

(この場合の点検は、「高精度油面計を利用した漏れの点検に関する技能、知識を有した者」であれば、油面計のメーカー、油面計設置事業者及びSSの従業員でもよい)。

3) 気相部と液相部を一括で行なう検査

- a 検査を実施する場合は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項第5号及び第71条の2第1項第5号に規定する方法であって一般財団法人全国危険物安全協会の性能評価を受けた方法で行う。

2. 二重殻タンク・配管

- a 外殻の検査は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第2項各号に規定する方法で行う。
b 配管の検査は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条の2第1項第1号または第3号から5号までに定める方法で行う。

***注意**

補助金の申請内容と実態が違う場合は必ず「計画変更」を行ってください。計画変更を行わずに検査を実施した場合、補助金は交付されませんのでご注意ください。

・対象経費

1) 一重殻タンク・配管

(ア) 検査費

- ①ガス加圧検査費（以下のa、bの費用も補助対象とする）
a 消防法に基づく申請時の納付金
b 地下タンクからの揮発油・灯油・軽油・A重油（以下「石油製品」。）の抜き取り、保管及び再注油費等
②微加圧法または微減圧法と液相部検査法を組み合わせた検査費
③気相部と液相部を一括で行う検査費

(イ) 検査結果報告書作成費

2) 二重殻タンク・配管

(ア) 検査費

タンクの種類	外 殻	配 管
SF（検知液なし）	ガス加圧又は減圧	ガス加圧又は微加圧等
FF（検知液なし）	ガス加圧又は減圧	ガス加圧又は微加圧等
FF（検知液あり）	不要	ガス加圧又は微加圧等
SS（検知液あり）	不要	ガス加圧又は微加圧等

(イ) 検査結果報告書作成費

2. 基準単価

基準単価とは、検査方法ごとに定めた補助対象経費の上限となる単価です。

基準単価表

検査方法		補助対象経費の区分	基準単価（円）
危険物の規制に関する告示に定める方法	一重殻 ガス加圧検査	・油抜取・再注油費 石油製品保管費等 (除廃油)	(4KL以上) 油抜取・再注油費・石油製品保管費等・・・150,000円/室 検査費・・・65,000円/室
		・検査費	(4KL未満) 油抜取・再注油費・石油製品保管費等・・・130,000円/室 検査費・・・65,000円/室
			(廃油) 検査費・・・55,000円/室
	微加圧法または微減圧法と液相部検査法を組合せた検査方法及び気相部と液相部を一括して行う方法	・検査費	65,000円/室
	高精度油面計を利用する方法	・検査費（気相部のみ）	33,000円/室
	二重殻タンク外殻検査 ＋ 配管検査	・検査費	(SFタンク外殻) 55,000円/本 (FFタンク外殻) 135,000円/本 (配管) 45,000円/室
報告書作成費			10,000円/一式

3. 補助金の額

交付する補助金の額は、見積書の中で補助対象経費に該当する検査費用の合計、または基準単価により算出した検査費用の合計のいずれか低い額（上限30万円）の3分の1（最大10万円）となります。（円未満切捨て）

各検査方法の補助対象経費に該当しない費用、例えば、「人件費」、「諸経費」、「本社経費」、等の費用は対象外です。

Ⅲ. 交付申請書について

1. 交付申請書の添付書類

補助金申請をするときは、交付申請書（様式1号）に以下の書類を添付して石油組合又は全石連にご提出ください。なお、申請締切日は当該年度の12月最終営業日です（全石連必着）。※申請額が予算を超過すると見込まれる場合は、事前に申請受付を終了する場合があります。

- A. (別紙1)(別紙2) 土壌汚染検知検査補助事業
- B. 見積書(2社以上・原本)・・・・・・・・・・8ページ「*見積書の取り方」参照
- C. 全ての見積事業者の資格認定証(一般財団法人全国危険物安全協会の地下タンク等定期点検認定事業者)の写し
- D. 請負検査事業者の甲種又は乙種第4類危険物取扱者免状の写し
- E. 中小企業者であることを証明する書類(以下等)
 - ① 資本金の額又は出資の総額で証明する場合
商業登記簿謄本の写し(申請日より3ヶ月以内のもの)
 - ② 従業員数で証明する場合
法人・・給与所得等の源泉所得税領収証書の写し(直近の領収印のあるもの)
個人・・給与所得等の源泉所得税領収証書の写し(直近の領収印のあるもの)又は、
所得税青色申告決算書写し(前年度分で税務署の受付印があるもの)等
*卸売業として申請する場合は上記書類と併せて、卸売業の証明書(以下等)を添付。
「生産揮発油品質維持計画認定変更にあたっての申請前流通経路及び申請後流通経路証明並びに品質維持誓約書」の写し(有効期限内のもの)又は、
「揮発油の品質確保に関する契約書」写し(有効期限内のもの)等
- F. 申請給油所の品質確保法の給油所の登録書類
*次のいずれかの書類を揃えて下さい。
 - (ア) 申請給油所の「揮発油販売業(変更)登録申請書」の写しと「揮発油販売業者(変更)登録通知書」の写し
 - (イ) 申請給油所の「生産揮発油品質維持計画終了日(変更)認定申請書」写しと「生産揮発油品質維持計画終了日(変更)認定書」写し(いずれも有効期限内のもの)
 - (ウ) 上記以外で同様の内容を証明する書類
- G. 作業工程がわかる書類

- H. 給油所平面図・・実測図の写しを添付してください。また、検査する地下タンクを○で囲んで、位置、種類、油種、容量を明記して下さい。
- I. 液相部検査及び気相部・液相部一括検査を実施する場合は一般財団法人全国危険物安全協会が認定する性能評価書の写し

*見積書の取り方について

当該補助事業の検査を実施できるのは次の①～③の要件を満たしている事業者です。見積書を依頼する際は、以下の条件を満たしている事業者へご依頼ください。

- ①一般財団法人全国危険物安全協会の地下タンク等定期点検認定事業者
- ②甲種又は乙種第4類危険物取扱免許取得者
- ③以下に該当しないこと

本会が実施する補助事業に関し、不正又は不誠実な行為を行い本会から処分を受けた者（社）で、その執行を終えた日から2年を経過しない者（社）

④「高精度油面計を利用した漏れの点検に関する技能、知識を有した者」であること

補助金事業は、その性格上より安い費用で良質の成果を得ることが求められます。そのため、補助事業を利用して検査するには、その検査費用（申請費用）が複数の検査事業者で競争させたものであるかどうかを確認しなければなりません。このような理由から、補助事業を利用するには2社以上の検査事業者の見積書を添付して申請するよう定めています。

見積書を依頼する際には、申請給油所のタンク種類を確認の上、検査方法ごとに下記に掲げる項目（補助対象経費）を含めて検査にかかる全ての費用を記載するよう、事業者へ指示して下さい。（補助対象経費等については、5～6ページ参照）

*注意

高精度油面計を設置している一重殻タンクの検査につきましては、手引書の4ページをご覧ください。

また、高精度油面計で検査を実施される場合は、以下の2点にご注意ください。

注1 高精度油面計による液相部検査は、機器ごとに決められた方法で実施してください。この場合、検査費用は対象外となりますので、見積書には検査費用は計上しないでください。

注2 見積書には『液相部検査は高精度油面計を使用して実施する』旨を記載し、性能評価書は高精度油面計の性能評価書を添付して下さい。

なお、点検期間内にタンクに設置された高精度油面計で液相部の点検が行われ、点検実施事業者による点検を必要としない場合は、「液相部の検査は実施しない。」と記載ください。

※ 給油所の現状を確認の上、見積書をご依頼ください。

* 全石連では申請書の内容を確認し、交付決定を行っております。「交付決定通知書」を受理後、検査を行ってください。

IV. 実績報告書について

1. 実績報告書の提出について

補助事業が完了したとき（作業が終了して検査事業者に支払いが行われ、領収書を受領したとき）は、完了日から30日以内に実績報告書（様式10号）をご提出下さい。

また、最終提出日は当該年度の2月最終営業日（全石連必着）です。

2. 実績報告書の添付書類

実績報告書（様式10号）に以下の書類を添付して石油組合または全石連に提出して下さい。

A. （別紙1）、（別紙2） 土壌汚染検知検査補助事業

B. 請求書の写し

C. 振込依頼書の写し又は領収書の写し

*他の支払金と一括での支払いの場合は全石連が求める証憑類が必要となります。

*金融機関からの振込手続きで、代金支払額から送金手数料を差引いた場合は、検査業者への代金支払額が値引き扱いとなります。

従いまして補助金の額が減額されますので、ご注意ください。（送金手数料は、補助金の対象にはなりません）

*金融機関のオンライン振込システムを利用して支払った場合は、金融機関に振込処理を行った際の一覧表を印刷したもの。（振込日、振込先、振込人、振込金額、振込手数料等のわかるもので振込が行われた日以後のものを印刷してください。）

*手形や小切手による支払いの場合は、手形や小切手の写し及び決済されたことが分かる書類（当座勘定照合表等）をご提出ください。また、回し手形による支払いについては補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

D. 検査結果報告書

*注意

高精度油面計で法定点検を実施した場合は『地下タンク等定期点検実施結果報告書』には気相部・配管検査はもちろんのこと、液相部の結果についても記載して下さい。その際高精度油面計の検査データと屋内表示計の写真を添付して下さい。

また、高精度油面計を設置しているタンクで液相部の検査を実施しなかった場合（点検期間内にタンクに設置された高精度油面計で液相部の点検が行われており、点検実施事業者が点検を実施しない場合）は、液相部検査結果の責任の所在を明らかにするため、その旨を機器名称と併せて点検結果報告書の2枚目（点検時調査項目）の備考欄に記載して下さい。

E. 写真

- ・撮影はデジタルカメラでも、フィルムカメラでも結構です。
- ・カラー写真で印刷して下さい。(白黒は不可)
- ・全景写真(社名、SS名も撮影してください。)
- ・検査中の写真(検査内容ごと、タンクごとに撮影してください。)
- ・撮影用のホワイトボード等に、申請者名、給油所名、検査内容、油種、タンク番号、検査日、検査業者名を記載して、調査内容がわかるように撮影して下さい。

*全石連では実績報告書類の内容を確認して最終的な補助金の金額をお知らせする「補助金額確定通知書」を送付します。

V. 「補助金額確定通知書」が届いたらやるべきこと

- ① 送付された「補助金額確定通知書」の金額をご確認ください。
調査代金の値引きや、申請した検査内容と異なる検査を実施した場合は交付決定通知書に記載されている金額から減額されます。
- ② 同封されている「支払請求書」に必要事項を記入の上、SSの所属する石油組合又は全石連へ速やかにご提出下さい。

VI. 補助金の入金

全ての手続きが終了してから、概ね2ヶ月～3ヶ月以内に補助金が交付されます。

VII. その他の注意事項

補助金の申請書及び実績報告書等は5年間の保管義務があります。
この間、国に対し提出を求められることがありますので、大切に保管ください。

VIII. 申請窓口・問合せ先一覧

お問い合わせは、SSの所在する石油組合又は全石連 環境・安全対策グループへ

組合名	郵便番号	住所	電話番号
北海道石油商業組合	062-0931	札幌市豊平区平岸1条6-3-47 石油会館	011-822-8111
青森県石油商業組合	038-0012	青森市柳川1-4-1 青森港旅客船ターミナルビル	017-722-1400
岩手県石油商業組合	020-0875	盛岡市清水町14-12 盛岡商工会議所会館2階	019-622-9528
宮城県石油商業組合	980-0802	仙台市青葉区二日町12-6 宮城県石油会館	022-265-1501
福島県石油商業組合	960-8153	福島市黒岩字林ノ内5 福島県石油会館	024-546-6252
秋田県石油商業組合	010-0951	秋田市山王3-7-21 秋田県石油会館	018-862-6981
山形県石油商業組合	990-0071	山形県山形市流通センター3-6-2	023-664-2821
新潟県石油商業組合	951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1 中小企業会館4階	025-267-1321
長野県石油商業組合	381-0034	長野市大字高田365-1	026-217-6740
群馬県石油商業組合	371-0845	前橋市鳥羽町35-5 群馬県石油会館	027-251-1888
栃木県石油商業組合	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 栃木県庁舎西別館3階	028-622-0435
茨城県石油商業組合	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館13階	029-224-2421
千葉県石油商業組合	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県ガス石油会館	043-246-5225
埼玉県石油商業組合	350-0011	川越市久下戸3682-1 埼玉県石油会館	049-235-5111
東京都石油商業組合	100-0014	千代田区永田町2-17-14 石油会館4階	03-3593-1421
神奈川県石油商業組合	231-0031	横浜市中区万代町3-5-3	045-641-1351
静岡県石油商業組合	422-8052	静岡市駿河区緑が丘町1-3 静岡県石油会館1階	054-282-4337
山梨県石油商業組合	400-0032	甲府市中央4-12-21 甲府法人会館3階	055-233-5850
愛知県石油商業組合	460-0024	名古屋市中区正木3-2-70 愛知県石油会館	052-322-1550
三重県石油商業組合	514-0004	津市栄町2-209 関権第2ビル3階	059-225-5981
岐阜県石油商業組合	500-8281	岐阜市東鶉1-3-2 岐阜県石油会館	058-271-2903
富山県石油商業組合	939-8183	富山市小中710 富山県石油会館	076-429-8811
石川県石油商業組合	920-8203	金沢市鞍月5-177 AUBEⅡ4階	076-256-5330
福井県石油商業組合	918-8014	福井市花堂中1-3-40 福井県石油会館	0776-34-3151
滋賀県石油商業組合	520-0047	大津市浜大津4-1-1 明日都浜大津4階	077-522-7369
京都府石油商業組合	612-0026	京都市伏見区深草堀田町10-1 京阪藤の森ビル8階	075-642-9733
大阪府石油商業組合	530-0054	大阪市北区南森町1-4-19 サウスホレストビル5階	06-6362-2910
奈良県石油商業組合	630-8114	奈良市芝辻町85-10 奈良県自由民主会館3階D室	0742-26-1800
和歌山県石油商業組合	640-8243	和歌山市徒町17 和歌山県石油会館	073-431-6251
兵庫県石油商業組合	650-0024	神戸市中央区海岸通2-2-3 サンエービル5階	078-321-5611
岡山県石油商業組合	700-0972	岡山市北区上中野1-19-48 岡山県石油会館	086-246-2040
広島県石油商業組合	732-0824	広島市南区的場町1-7-20 広島県石油会館	082-261-9431
鳥取県石油商業組合	683-0853	米子市両三柳2778-4	0859-21-1400
島根県石油商業組合	690-0048	松江市西嫁島3-5-25 島根県石油会館	0852-25-4488

山口県石油商業組合	754-0002	山口市小郡下郷 2216-1 泉ビル 301号	083-973-4400
徳島県石油商業組合	770-0901	徳島市西船場町 3-9-1 産交ビル 2階	088-622-6406
高知県石油商業組合	780-8031	高知市大原町 80-2 高知県石油会館	088-831-0439
愛媛県石油商業組合	790-0064	松山市愛光町 1-24 えひめ石油会館	089-924-3856
香川県石油商業組合	760-0018	高松市天神前 10-5 高松セントラルスカイビル 8階	087-833-9665
福岡県石油商業組合	812-0034	福岡市博多区下呉服町 1-15 ふくおか石油会館	092-272-4564
大分県石油商業組合	870-0034	大分市都町 3-6-26 大分県石油会館	097-533-0235
佐賀県石油商業組合	840-0843	佐賀市川原町 8-27 平和会館内	0952-22-7337
長崎県石油商業組合	850-0035	長崎市元船町 2-8 元船さくらビル 5階	095-826-4181
熊本県石油商業組合	862-0967	熊本市南区流通団地 1-15-2 ハウヂイ第二別館 2階	096-285-3355
宮崎県石油商業組合	880-0013	宮崎市松橋 1-10-8 宮崎県石油会館	0985-24-7775
鹿児島県石油商業組合	890-0064	鹿児島市鴨池新町 5-19 鹿児島県石油会館	099-257-2822
沖縄県石油商業組合	901-0405	島尻郡八重瀬町字伊覇 228	098-998-1871
全国石油商業組合連合会	100-0014	千代田区永田町 2-17-14 石油会館 3階	03-3593-5834